

3

バリアフリー基本構想の基本的な考え方

3.1 計画の位置づけ

文京区バリアフリー基本構想は、区のまちづくりの方針を示す文京区都市マスタープランを踏まえ、バリアフリーのまちづくりに関する総合的な区施策の方向性を示すとともに、バリアフリー法に基づき事業の進捗を図ることを目指すものです。また、関連する、区や都の施策と連携・整合を図るとともに、障害者差別解消法等の関連法の考え方を反映した構想として策定したものです。

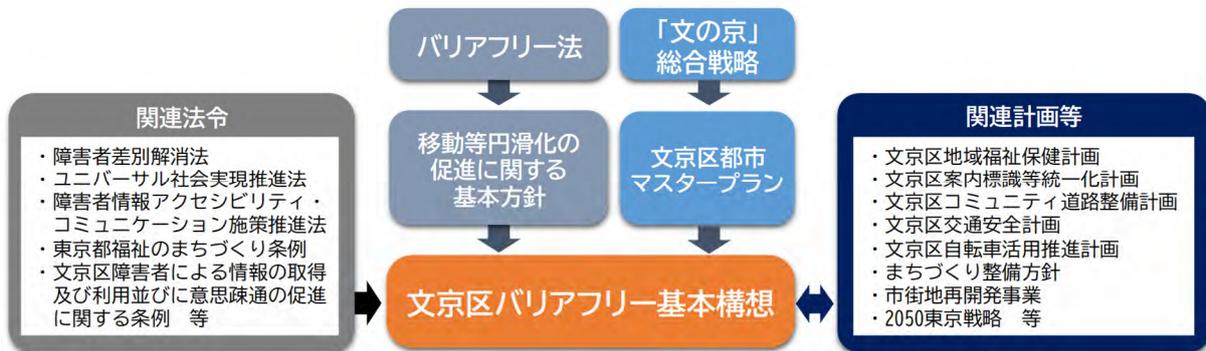


図 16 文京区バリアフリー基本構想の位置づけ

3.2 目標

点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう

本区では、これまで旧基本構想に基づき、区全域において生活関連施設及び生活関連経路の一体的かつ連続的なバリアフリー化を推進してきました。ハード面のバリアフリー化が進む中で、人的対応や心のバリアフリー、情報のバリアフリーなど、ソフト面の充実の重要性がさらに高まっています。

今後は、これまでの取組を継続して推進するとともに、新たな生活関連施設・生活関連経路・特定事業の設定や、区民参加の機会の充実を図ります。また、行政・区民・事業者等のそれぞれが、これまでに整備したバリアフリー設備等を活かして、さらなる人的支援や教育啓発、情報の提供に取り組み、ハード・ソフトが連携しながら区全体のバリアフリー化のスパイラルアップを図り、だれもが暮らしやすいまちの実現を目指します。

3.3 目標年次

文京区バリアフリー基本構想の目標年次は、おおむね 10 年後の令和 17 年度に設定します。また、バリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針の目標年次である令和 12 年度には、中間評価を実施します。

3.4 基本方針

本区では、以下の基本方針に基づいて、区全体のバリアフリー化を推進します。

1 施設のバリアフリーの推進

旧基本構想において、各施設において未完了となっている事業に引き続き取り組むとともに、新たに設定する生活関連施設や生活関連経路におけるバリアフリー整備を進めます。なお、バリアフリー整備に当たって、改正された移動等円滑化基準や各種整備ガイドラインに基づき、これまでの区民意見を踏まえた特定事業を設定したうえで事業の推進を図ります。

2 心のバリアフリーの推進

これまでの心のバリアフリーに関する取組を継続的に実施するとともに、共生社会の実現に向けて、行政・区民・事業者等への「障害の社会モデル」の考え方の理解を促進することで、さらなる心のバリアフリーの推進を図ります。

3 情報のバリアフリーの推進

施設のバリアフリーの推進とあわせて、案内表示や ICT を活用したよりわかりやすいバリアフリー情報の提供を進めます。また、多様な障害に配慮したコミュニケーション環境の充実を進めることで、情報のバリアフリーの推進を図ります。

4 それぞれの連携・一体的な取組の推進

施設のバリアフリー、心のバリアフリー、情報のバリアフリーを推進するに当たって、それぞれの取組で連携を図りながら、一体的なバリアフリー化を推進します。